

# 総務常任委員会

平成30年3月16日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○奥村 容子	宮崎 和彦
小林 誠	小村 尚己	木澤 正男
伴 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	西巻 昭男
同 次 長	谷口 智子	総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	福田 善行
まちづくり政策課長	安藤 容子	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 係 長	竹山 潔	会 計 管 理 者	藤川 岳志
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	生 涯 学 習 課 長	中原 潤
同 参 事	井上 貴至	同 課 長 補 佐	平田 政彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 小林委員、小村委員

委員長

皆様、こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、小林委員、小村委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項（1）行政組織の機構改革についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

西巻総務部長。

総務部長

それでは、議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明を申し上げます。

また、あわせて関連がございますので、各課報告事項1番目の「行政組織の機構改革について」とあわせて、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務部長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明いたしますので、条例改正文、新旧対照表の朗読につきまして省略いたしますこ

と、予めご了承をお願い申し上げます。

恐れ入りますが、議案書末尾、斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について（要旨）をご覧いただきたいと思います。

スリムな組織体制により、限られた職員で効率的な事務事業を進めるため、本町の行政組織機構を再編することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

1の主な改正内容でございます。はじめに、（1）の斑鳩町行政組織条例の一部改正でございます。この条例には、部の名称と所掌事務を規定しており、健康福祉部と生活環境部を住民生活部に統合いたします。

次に、（2）の斑鳩町議会委員会条例の一部改正でございます。斑鳩町議会の常任委員会のうち、厚生常任委員会の所管を「健康福祉部及び生活環境部の所管に関する事務」から「住民生活部の所管に関する事務」に改めるものでございます。

（3）から（9）までは、委員会、協議会等の庶務担当の部の名称を改めるものでございます。（3）は地域福祉計画推進協議会、（4）は子ども・子育て会議、（5）は認知症初期集中支援チーム検討委員会、（6）は障害者福祉計画推進協議会、（7）は介護保険運営協議会、（8）は地域包括支援センター運営協議会、裏面にお移りいただきまして（9）は予防接種健康被害調査委員会であり、それぞれ関係条例を改正するものでございます。

2の施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、各課報告事項の1番目の「行政組織の機構改革について」をご説明申し上げます。資料番号1「行政組織の機構改革について」という標題の資料をご覧いただけますでしょうか。

今回の組織機構改革の内容についてでございますが、2点ございます。

1つとして、先ほどご説明させていただきました「健康福祉部」と「生活環境部」を、「住民生活部」として6課体制に統合するものでございます。2つとして、「上水道課」と「下水道課」を統合し、「上下水道課」とし、「都市建設部」を、3課体制にするものでございます。

また、施行期日につきましては、いずれも、平成30年4月1日から施

行するものでございます。

以上、議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について及び各課報告事項1番目の 行政組織の機構改革につきましてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ、ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第4号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは、1. 付託議案、(2)議案第4号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教委総務

改正文、及び新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます

課長

て、末尾の要旨をもって説明をいたします。要旨をご覧ください。

斑鳩町特別支援教育就学指導委員会に関して、早期からの教育相談、支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うこととするため、その名称及び所掌事務について改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容といたしまして、(1) 附属機関の名称を「斑鳩町教育支援委員会」に改める、(2) 担任する事務を「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学指導及び教育支援を行うための調査審議に関する事務」に改める、ものであります。

2. 施行期日等ではありますが、(1) 平成30年4月1日から施行することとし、(2) 報酬を定めております、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例におきましても、付則におきましてその名称を「斑鳩町教育支援委員会」に改めるものでございます。また、議決をいただきましたならば教育支援委員会の運営等を定めました「斑鳩町特別支援教育就学指導委員会規則」におきましても、同様に名称及び所掌事務についての改正を行うこととしております。

以上、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

内容的に充実をされるという中身だという風にとれますので、いいことやというふうに思うんですけども、今回なんでこういうふうに変更、改正をすることになったのかという経緯ですね、これまでの相談等の状況を教えてもらえますか。

委員長

安藤教委総務課長。

教委総務

課長

この改正につきましては、例えば特別支援学級に在籍する児童につきまして、事業内容によっては通常学級で事業を受ける場合もございます。通級ということなんですけども、現状におきましては、各学校の特別支援コ

一ディネーターが中心となりまして、そうした判断を行っているところなんですけれども、こうした障害のある児童、生徒一人ひとりのですね、教育的ニーズに応じた教育を行っていくということで、この専門家で構成します教育支援委員会が例えば校長に助言するなどですね、就学後においてもですね、支援を行っていくと、そういうふうに、より充実をしていくと、そういうもので改正を行っていくということでございます。

もう1点、相談の状況でございますけれども、実際就学指導の結果というか、29年度で申し上げますと、全体で40名のですね相談件数がございました。そのうち特別支援学級にですね、入級を決定したものが31名、そして養護学校に進学する者が1名、経過を観察していくという子どもが6名、そして通常学級にですね、そのまま通常学級に進学するというものが2名というような状況で相談、29年度は実施いたしました。以上でございます。

木澤委員 そうしますと、これまでも、就学の相談だけでなしに、その後も支援  
っていうんですかね、学校に対して一定の助言を行ってきて、今回こういう  
う形に改められるというものなのか、それか、今回、新たに学校に対する、  
校長等に対する、助言を行うことになるのか、そこはどうなんですか。

教委総務 これまでもですね、必要に応じて助言を行っております。きちんと制  
課長 度的にですね、整えていくということで、今回改正をさせていただく  
いうものでございます。

木澤委員 そうしますと名称を改めるというだけで、体制についてはこれまでと変  
わらないということよろしいですか。

教委総務 はい、そのとおりでございます。

課長

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、議案第5号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願い致します。

議案書末尾、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正については、平成29年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、平成29年8月8日に行われ、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

改正内容につきましては、「(1)期末手当の支給月数の改定」として、期末手当について、平成29年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引

き上げるもので、平成29年度においては、12月期を1.70月から1.75月へ、平成30年度以降においては、6月期を1.55月から1.575月へ、12月期を1.75月から1.725月とし、年間支給月数を3.25月から3.30月に改正するものであります。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成29年4月1日に遡って適用するものであります。

以上、議案第5号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これ、前12月議会のときも、国会の方で法律が通っていたら議会の方に議案として提出されるということで、すでに説明もいただいていますし、この内容については了承したいというふうに思います。

ちょっと影響額を教えてくださいんですけども、年間で見ると、議員1人当たりでいくらになるのかっていうのと、議会全体でいくらになるのか教えてくださいいただけますか。

総務課長 まずそれぞれについて、議長におかれましては25,200円の増、副議長におかれましては21,140円の増、議員1人あたりましては19,880円の増となっております。

影響額につきましては、議長1名、副議長1名、議員さんが10名分ということで、合計で247,000円という形になっております。以上でございます。

委員長 他にございませんか。 小林委員。

小林委員 人事院勧告制度の意義や制度について理解していますので、反対するものではないんですけども、お聞かせいただきたいのはですね、民間給与が国



家公務員の給与をちょっと上回ったからということなんですけども、今の私たちの議員報酬の増額分はその0.15%と同額になるのか、だいたい同じ金額になるのかわかりますか。

この金額の改定の根拠って一体なんなのかなと思ひまして、住民さんに説明もしないといけませんので、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思ひます。

総務課長

今回のこちらの議案のつきましては、報酬額そのものを引き上げるというわけではなく、期末手当の支給月数を引き上げるというものでございます。こちらの期末手当の支給月数につきましては、特別職の職員の法律の方で、例えば内閣総理大臣の方とかが定まっているその法律ですけども、その支給月数が0.05月分引き上げられたということに伴ひまして、その改正の内容に準じて期末月数の引き上げをするということでございますので、先ほどの一般職の職員の給与につきましては、0.2%、民間の額と比較して引き上げるということで、こちらにつきましては、給料の額を引き上げるというものでございますので、そちらの考え方との差異があるということでございます。以上です。

委員長

他にございませんか。

( な し )

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。  
はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いを致します。

それでは議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、先の議案第5号と同様に、平成29年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

改正内容につきましては、(1) 期末手当の支給月数の改定として、期末手当について、平成29年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引き上げるもので、平成29年度においては、12月期を1.70月から1.75月へ、平成30年度以降においては、6月期を1.55月から1.575月へ、12月期を1.75月から1.725月とし、年間支給月数を3.25月から3.30月に改正するものであります。

施行期日等については、公布の日から施行することとし、平成29年4月1日に遡って適用するものであります。

以上、議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらも影響額教えていただけますか。

総務課長 こちらにつきましては、まず町長の方で57,260円の増、また副町長の方で47,950円の増となります。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替え

させていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、先の議案第5号及び議案第6号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、期末手当について、平成29年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引き上げ、平成29年度においては、12月期を1.70月から1.75月へ、平成30年度以降においては、6月期を1.55月から1.575月へ、12月期を1.75月から1.725月とし、年間支給月数を3.25月から3.30月に改正するものであります。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成29年4月1日に遡って適用するものであります。

以上、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらも影響額を教えてくださいませんか。

総務課長 教育長につきましては、期末手当で41,860円の増となります。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第8号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いを致します。

議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、平成29年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。

改正内容につきましては、(1)勤勉手当の支給月数の改定として、勤勉手当について、平成29年4月1日に遡り再任用職員以外の職員については、支給月数を0.10月分、再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ、平成29年度及び平成30年度以降の支給月数につきましては、こちらの表に記載しているとおりでございまして、年間支給月数を再任用職員以外の職員につきましては1.70月から1.80月に、再任用職員につきましては0.80月から0.85月に改正するものであり

ます。

次に（２）給料表の改定として、給料表について、平成２９年４月１日に遡り、平均０．２％引き上げるものであります。

次に、施行期日等については、公布の日から施行することとし、平成２９年４月１日に遡って適用するものであります。

以上、議案第８号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらのについても影響額を教えてくださいんですけども、勤勉手当と給料表とちょっと分けて教えてくださいませんか。

総務課長 一般職の職員については、それぞれ級であったり年齢であったりで差異が出てきますので、１つのモデルケースということでご説明をさせていただければと思います。今回まず給料表の改定につきましては４００円から１，０００円の範囲内で、それぞれ改定がなされるということになっておりまして、ちょっと合計額でのご説明ということでお願いをさせていただければと思うんですけども、２２歳の新卒者で１級２５号の者をモデルケースといたしましたら、年間給与額で３４，０００円の増となります。また、４０歳主査、３級４３号の者を例に挙げますと、年間で４１，０００円の増ということになります、以上でございます。

木澤委員 ごめんなさい、今、給料表の方で説明いただいたってということですかね。勤勉手当も含めてっていう話ですか。

総務課長 今のご説明の方は、すべて給料の増と、あと勤勉手当の増も含めてということになります。先ほどのモデルケースで申し上げますと、２２歳の新卒者になりますと、月額が千円上がるということで、単純に計算していた

できれば、千円掛ける12が給料の増と、それ以外が期末手当の増という  
ような形で考えていただければと思いますが。以上でございます。

木澤委員 それについてはわかりました。あとですね、ちょっと人事院勧告の中身  
自体、詳細ちょっと把握してないんですけども、今回給与表等の改定以外  
に退職金とか年金とか、そこら辺の部分に関わる改定等っていうのはあつ  
たんですか。

総務課長 今回の人事院勧告におきましては、国家公務員退職手当につきましても、  
退職手当の支給水準の引き下げということで、退職手当のほうにつきまし  
ては民間の支給額を勘案して、その調整率というのがかかっております。  
この調整率につきまして、100分の87というのがこれまでの数値だつ  
たんですが、100分の83.7ということで、3.3ポイント引き下が  
ったということでございます。以上です。

木澤委員 この間、公務員の皆さんの退職金がもう年を追うごとに引き下げになっ  
てきているということで、職員の皆さんの勤務意欲等にも影響してくるん  
じゃないかなと非常に心配をしています。この点について人事院勧告では  
給与は引き上げるけども、退職金は引き下げるという関係についてはやっ  
ぱり私はちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思ってますけど  
も、今回、条例改正には直接関係がないので、この点については、特に条  
例改正について、なんら異議を唱えるものではございませんけれども、こ  
の点についてはやはりですね、今、なかなか職員さんも新採用でとつても  
辞めていかれたりする方も多くなかでですね、斑鳩町としても職員の皆さ  
んの勤務意欲を引き上げるというような、金銭的なものといつても難しい  
ですけども、やはりまあ、何らかの対策っていうのは必要じゃないかなと  
いうふうに思っていますので、ちょっと意見としてだけ申し上げておきた  
いと思います。

委員長 他にございませんか。 小林委員。

小林委員 勤勉手当の支給月数の改定ということで、再任用以外の職員と再任用職員の例が出てますけども、そもそもこの数字が正しいのかっていうのがわからないんで、ひとつお聞きしたいのはですね、このタイミングと一緒に、7月に非常勤職員の給与に関する指針の改定もされましたけれども、それにあわせてもこの金額というのは正しいのかどうか、そもそも、そのあたりが、毎回毎回人事院勧告に合わせて町の方も改定していただいとるというふうに認識しておりますけども、非常勤の職員さんの給与の根拠というのは、その指針に基づいた正しい数字になっているのかどうか、それともそれよりも町の方がある考えを持っていて、高めに設定しているのか、低めに設定しているのか、ちょっと非常勤の方の給与に関する考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

総務課長 本町の臨時職員の、いわゆるボーナス、勤勉手当についてでありますけれども、こちらにつきましては臨時職員の要綱の方で決まっております。賃金につきましては、こちらの人事院勧告であったり、最低賃金をもとに、その増加率、減少率に即して、改正を行っていくということでございます。また、こちらの支給月数につきましては、再任用職員の支給月数を勘案した中で改定を行うという考え方に基づいてやっております。以上です。

小林委員 適切に改定していただいているというように認識をさせていただきます。木澤委員もおっしゃいましたけれども、非常勤職員の方もですね、高い意欲を持って仕事ができるように、勤務ができるように勤務環境の整備に努めていただきたいというふうに要望だけさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。



( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、( 7 ) 議案第 1 6 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第 1 6 号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いを致します。

議案書末尾、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成 3 0 年 2 月 7 日に改正され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、その改正内容に準じ、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、損害補償基礎額の加算額の改定となります。損害補償基礎額の加算額につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきまして、一般職の職員の給与に関する法律に基づく扶養手当の支給額をもとに定められております。

扶養手当の支給額につきましては、平成 2 9 年度、平成 3 0 年度の 2 年間で、段階的に改定されることとなっており、この内容に準じ、本条例において損害補償基礎額の加算額を改定するものであり、現行、3 3 3 円の配偶者に係る損害補償基礎額の加算額を、2 1 7 円に引下げ、また、現行

267円の子に係る損害補償基礎額の加算額を333円に上げるものがあります。

次に、施行期日についてであります。平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、施行日となります平成30年4月1日以降に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上、議案第16号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、これ以前にこの改定出てきたというふうに思うんですけども、以前に出てきた分と何が違うんでしょうか。

総務課長 こちらにつきましては、昨年度は平成29年3月31日に、この同じ損害補償基礎額の加算額の改定をさせていただいております。この損害補償基礎額の加算額につきましては、先ほどご説明の方で申し上げましたが、一般職の職員の給与に関する法律に基づく扶養手当の支給額に基づいて定められているものでございます。この扶養手当の支給額につきましては、平成29年度、30年度の2か年をかけて段階的に改定することとなっております。昨年度は平成29年度の改定内容に基づく改定、今年度につきましては、平成30年度から施行される改定額に基づく改定ということで、2か年に通じて改定をさせていただくということでございます。以上です。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長

それでは、議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

財政課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第2節 障害福祉費補助金で、重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金41万7千円の増額をお願いするものであります。

第4目 土木費国庫補助金では、街なみ環境整備事業補助金で、まちなか観光景観形成事業補助金の事業費確定により、1,583万7千円の減

額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が確定したことから、14万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第3節 障害福祉費補助金で、民生費国庫補助金と同様の理由により、地域生活支援事業費補助金20万8千円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、人事院勧告及び育児休業等に伴う人件費の補正を、関係費目において計上させていただいております。

はじめに、第1款 議会費、第1項 議会費では、第1目 議会費の第1節 報酬で、議員1名分の欠員による不用額が生じたことと、その他人件費の補正をあわせまして、185万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、10ページから11ページにかけての第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と、第19節 負担金補助及び交付金の職員の退職に伴う職員退職手当負担金をあわせまして、4,148万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、11ページから12ページにかけての第2項 徴税費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第6項 監査委員費では、それぞれの「目」において、人件費の補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第28節 繰出金で、国民健康保険事業に係る財政安定化支援事業繰出金が確定したことや人件費補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金395万1千円の増額をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。第7目 障害福祉費では、第20節 扶助費で、歳入で申しあげました重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、130万6千円の増額をお願いするものであります。

第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、人件費補正に伴う介護保険事業特別会計への繰出金7万8千円の減額をお願いするものであります。

13ページにお移りいただきまして、第11目 後期高齢者医療費では、第28節 繰出金で、歳入で申しあげました後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定により、後期高齢者医療特別会計への繰出金19万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、それぞれの「目」において、人件費の補正をお願いしております。

14ページをお開きいただけますでしょうか。

15ページにかけての第4款 衛生費、第5款 農林水産業費、第6款 商工費では、それぞれの「目」において、人件費の補正をお願いしております。

16ページをお開きいただけますでしょうか。

第7款 土木費、第1項 土木管理費では、第1目 土木総務費で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、人件費の補正をお願いしております。

第2目 公共下水道費では、第28節 繰出金で、人件費補正に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金30万8千円の増額をお願いするものであります。

第7目 景観保全対策事業費では、第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、まちなか観光景観形成事業補助金の事業費確定により、3,167万3千円の減額をお願いするものであります。

次に、17ページから19ページにかけての第9款 教育費では、それぞれの「目」において、人件費の補正をお願いしております。

20ページをお開きいただけますでしょうか。

第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として、2,746万4千円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費についてであります。

本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、それぞれ予算措置をお願いするものであります。

はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、住民票や個人番号カード等に本人の希望により旧姓を併記するためのシステム改修において、国の仕様提示が遅れたことにより、住民基本台帳ネットワーク運用事業として、152万9千円、証明書コンビニ交付サービス運用事業として、321万9千円をお願いしております。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、道路新設改良事業で、目安堤防線の工事費用として、2,531万9千円をお願いしております。

最後に、第9款 教育費、第5項 社会教育費では、史跡中宮寺跡整備事業で、工事内容を取りまとめた報告書の作成費用として、314万3千円をお願いし、4事業あわせまして、3,321万円の予算措置となっております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

財政課長 以上で、議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、それぞれの所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9)議案第29号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、1. 付託議案(9)議案第29号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の変更についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

生涯学習  
課長

続きまして、2枚目でございます。

平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の変更について

平成29年度史跡中宮寺跡整備工事について、次のとおり工事請負契約を変更する。

契約の対象、平成29年度史跡中宮寺跡整備工事。変更前工期、議会議決後276日間。変更後工期、議会議決後284日間に工期の変更をお願いするものでございます。

今回の工期の変更理由につきましては、平成30年3月23日までを契約工期として、工期内完成を目指して進めてきたところではございますけれども、設計監理事業者の担当者が急逝されたことに伴い、担当者が交替されたことから工期に遅れが生じ、今後、天候等の事情により工期内竣工ができないことが見込まれますことから、工期の変更をお願いするもので

ございます。

以上で、追加議案第29号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、なにとぞ原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。木澤委員。

木澤委員 事情はわかりましたけども、これ延長することによって、新たに費用とかは発生しないのですか。

生涯学習 新たな費用負担は発生しておりません。

課長

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

異議なしと認めます。よって、議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 中原生涯学習課長。

生涯学習 それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、課長 整備保存に関することについて報告をさせていただきます。

はじめに、史跡中宮寺跡整備工事の竣工式典について日程が決まりました。



たのでご報告いたします。

ゴールデンウィーク明けの5月13日(日)午前10時より史跡中宮寺跡にて開催を行います。後日、詳細につきましてご案内をさせていただきますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。式典終了後に整備工事の内容につきまして担当者より解説を行う予定でございます。終了予定時間は11時30分頃を考えております。

次に、春日古墳調査検討委員会の開催についてでございます。

前回の当委員会におきまして、ご報告をさせていただきましたとおり、2月27日(火)に第3回目の会議を開催いたしました。会議におきましては、奈良県立橿原考古学研究所等が研究を行いましたミュオン調査成果や大阪市立自然史博物館が行いました植生調査結果等についての報告がなされ、今後の進め方等についてご指導をいただいたところでございます。

このミュオン調査とは、「ミュオン」と呼ばれている宇宙から飛来してくる宇宙線が物質をすり抜ける量を測定して、墳丘内部の空間の有無を探る物理検査でございます。

今回の調査では、春日古墳の墳丘の中心付近に長さ6.1m程度、幅1.8m、高さ2mの石室状の空洞を確認したというもので、未調査の古墳でミュオンを使って空洞が確認できたのは国内で初めてのことです。今後は、ミュオンを測定する装置を複数置きまして墳丘内部の立体画像の作成を目指すさらに詳細な調査等を進めていくよう検討委員会でご指導をいただいたところでございます。

最後に、史跡中宮寺跡整備に係ります周辺の整備工事についてでございます。

史跡地北側の隣接地におきまして、史跡地内にありました農道の付け替え工事を行うにあたり、当該地の発掘調査を行っていたところ、東西に並んだ柱穴の列を確認いたしました。この遺構が中宮寺に関する遺構の可能性もありますことから、史跡中宮寺跡整備検討委員会の先生方とご相談をさせていただき、また、県教育委員会とも協議をいたしまして、今後の方針を定めてまいりたいと考えております。つきましては、当面、工事に着手できる状況ではございませんので、当該工事費につきまして、繰越明許費として平成30年度へ予算繰越をいたし、これに係る補正予算を本会議

最終日に追加上程をさせていただきたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 最後に報告いただきました史跡中宮寺跡の農道の付替えの関係ですね、これ事前に議会運営委員会等で説明いただいておりますけども、当初議案としてあげられるかどうか分からないといっていたけど、今、最終日に上程をされるということで、付け替えについてはやっただくことに特に異論はないんですけども、そこからもともと掘った時に出てきたものについての物がなんなのかという議論とか、その辺の鑑定っていうんですかね、それについてはどうなったんでしょうか。

生涯学習 現在の経過的なところなんですけれども、この出てきた遺構がどういったものなのかを見ていただくために、史跡中宮寺跡整備検討委員会の委員課長 様でありますとか、県の教育委員会と協議を行わないといけないんですが、その見ていただくための最終的な今調査について、あと実働で1週間ぐらいかかりますので、その結果をもって、今後、遺構についてはどうしていくかっていうところを図っていくこととなります。

木澤委員 前に説明いただいたときに、掘ったもの、出てきたものによって、それ以外の部分についても掘っていく必要があることも考えられる、そのことも見極めたうえで農道の付け替えについていつの段階で議案になるのか、それか違う形で予算化するのかっていうふうに、確か説明していただいていたかというふうに思うんですけども、そしたらもう今の段階で農道の付け替えの予算というのはいまもう確定してあげれるということで、今後その付近をさらに発掘する必要についてはもう町としては考えてないということによろしいんでしょうか。

委員長

藤原教育長。

教育長

この発掘されました遺跡がですね、どうなっていくかというのが、現在、先ほど課長も申しましたように、あと1週間ほど発掘をいたしまして、一定のデータを得ましてから、また検討委員会の委員長さんにご相談させていただきたい思っております。ただ、この件と農道付け替え工事につきましては、関連はございますけれども、それがあつたがために工事が着手が今現在できない状況ということで、繰越させていただきたいということで、これにつきましてはですね、将来的にこの委員長さんに見ていただく中で、今後どういう保存をはかっていくのか、そういったことも今後検討いただくわけですが、場合によればですね、このまま埋め戻すことも可能であると、あるいはまた保存するための、出てきました柱跡がいわゆる現在史跡の整備を進めております中宮寺跡の北側の塀跡であるとするならば、また範囲指定という問題もございます。史跡指定の前理解ということもあると思うんですけども、そういったことも含めて今後ですね、進めていくということが必要であるということでございます。ただ、その場合にですね、もし、埋め戻してもよいということをご回答いただいたならば、ただちにですね、その付け替えにつきましては、地元との関係もございますので、着手をしたいということから、そういった場合には工事ができるように予算の繰り越しをしておきたいということでございますので、将来的にはひょっとしたらこの工事につきましては、できなくなるということもあわせて含んでいただきたいと思いますと思っております。

木澤委員

わかりました、今の説明でわかりましたので、了承したいと思います。

それとすみません、その他のところでちょっと聞こうと思ってたんですけども、竣工式典の関係、今、日程について説明があつたので、あわせて予算のこともお聞きしたいんです。今回、新年度予算の中でですね、史跡中宮寺跡の竣工式典の開催ということで、100万円の予算計上をされてまして、ちょっと金額見てえらい多いなというふうに思っているんですけども、この内訳を教えてくださいませんか。

生涯学習課長 史跡中宮寺跡竣工式典の開催につきましての予算の内訳ですけれども、主な内容といたしましてはまず委託料です。こちら、会場設営等業務委託料になりますけれども、32万8千円を予算要求をさせていただいております。その主な、ほかの主なものといたしましては使用料及び貸借料で、こちらの方が車両借り上げ料になりますけれども、こちらが13万円、その他は消耗品や印刷製本費の需用費となっているところでございます。

木澤委員 まず車両の賃借料13万ですね、これはどういうものなんでしょうか。

生涯学習課長 こちらはバス、シャトルバスを借り上げる予算要求とさせていただいております。史跡中宮寺跡に車を乗り入れることができませんので、法輪寺の前の駐車場からですね、そちらで来賓の方々等をいったん車を停めていただいて、そこから中宮寺跡への車両を使うための使用料でございます。

木澤委員 あと、委託料の32万8千円というのは、どういう委託内容なんでしょうか。

生涯学習課長 具体的にはですね、テント、パイプ椅子、机、音響関係、あとテープカット等ですね、備品をレンタルするための、レンタルといいますかそういった設置をしていただく委託料となっております。

木澤委員 そしたらもう1点ですね、需用費の41万7千円、これはどういう内容でしょうか。

生涯学習課長 需用費の主なところといたしましては、印刷物でリーフレット、竣工記念のリーフレット等を作成したりする費用となっております。

木澤委員 式典をするのにテントを建てたりとか、あそこ駐車場ないので、輸送するのに車両借り上げるとかいうのはわかるんですけども、リーフレットつくって、そこまでお金かけてする必要があるのかなと、もっと費用を安く付けれるようなやり方がないのかなと思いましたが、これは何とか予

算とか経費を縮小するような形の開催っていうのは難しいでしょうか。

委員長 藤原教育長。

教育長 この竣工式にあたりましてはですね、従来の町の施設と同じような竣工内容とならないようにということで、指示もしたところでございますけれども、このリーフレットにつきましてはですね、今後この施設の案内をするためのパンフレットとなるものございますので、そちらのほうにも利用したいということもございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

木澤委員 そしたら式典のためだけのものではないと、その後の史跡中宮寺跡の活用にも生かしていけるといふものだという事で、理解したいと思ひますけれども、今回気になりましたけれども、今後式典とかですね、等についてはやっぱり経費をできるだけかけないと、お金がかからないような開催方法をぜひ検討していただきたいというのをおあわせて申し上げておきたいと思ひます。

それともう1点ですね、以前ですね、史跡中宮寺跡については駐車場を設けないというふうに町として方針持っておられたと思うんですけども、今式典に行くのは別にしても、あそこを利用しようと思ふと徒歩でしか行けないと本当に近所の人しか利用できないようなことになるんじゃないかなど、ただあそこ一定公園整備なんかもされまして、町内の結構な広さの公園になるので、子どもの遊び場としても活用してほしいという、町としても方針持っておられると思ひますんで、そんなにむちゃくちゃ大きくなくていいと思ひますけれども、一定駐車場の整備が必要じゃないかなというふうに思うんですけども、それについてはどう考えておられるんでしょうか。

委員長 藤原教育長。

教育長 この史跡中宮寺跡につきましてはですね、できてからの利用というのが

非常に大事な問題だというふうに思っております。そういった中でですね、今後積極的な活用ということを図ってまいりたいと思っておりますけれども、そういったことをするにあたりましては、若干の駐車場を持っていた方がいいのかなというふうには思っているところでございます。これにつきましてはですね、そういった利用を含めて検討する中で、再度見ていきたいなというふうに思っております。

木澤委員 新年度すぐにかどうかっていうのは、別に急いで求めませんけども、やはり今後の利用を考える中で、その辺についても検討していただきたいというふうに思いますのでお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 小林委員。

小林委員 繰越明許費の件についてなんですけども、遺構が出て来なければ議会に報告する必要がなかったのかなとは思いますが、そういうふうな感じで議会運営委員会でお聞きしてましたけども、そもそもこの農道の付け替え工事っていくらぐらいの費用なのか、予算なのか、そしてどれぐらいの工期だったのか、この遺構ってですね、発見された日時について教えていただきたいと思っております。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午後 2 時 3 4 分 休憩 )

( 午後 2 時 3 5 分 再開 )

委員長 再開いたします。 中生涯学習課長。

生涯学習課長 まずこの遺構を確認した日時ですけれども、3月の4日の日曜日でございました。この工事の契約については、まだこの4日の段階でしておりませんでしたので、金額は確定していないところなんですけれども、予定といたしましては約700万円程度の予算になるものと考えておりました。

小林委員 工事してて、この遺構というのに気付いたのかなと思ってましたけども、そもそもこの遺構に気づいたのってというのがですね、どういうふうな経緯で気付いたのか。

生涯学習課長 この工事を行うにあたりまして、その事前にですね、発掘調査というものを別の事業といいますか、行っておりまして、その発掘調査を済み次第ですね、工事の方の作業にかかっていきたいと考えておりました。その作業中に遺構が出てきたということでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

ここで、2時55分まで休憩いたします。

( 午後2時37分 休憩 )

( 午後2時55分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) につきましては、先ほど説明等が終わっておりますので、(2) 斑鳩町の財務書類(平成28年度決算)について、理事者の報告を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、斑鳩町の財務書類(平成28年度決算)について、ご報告させていただきます。

資料2の1ページをご覧くださいませでしょうか。こちらでは、斑鳩町

における財務書類の作成に関する経緯をまとめております。下から2行目のところから、次の2ページにかけてのところでございますが、平成22年から国において、財務書類の基準についての様々な検証が行われまして、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、統一的な基準による財務書類を、原則として平成29年度末までに全ての地方公共団体で作成するよう要請されました。本町では、この国からの要請を踏まえ、統一的な基準による公会計の導入に着手し、昨年度に、平成27年度決算で、一般会計の財務書類を作成し、公表いたしました。そして今回、平成28年度決算で、一般会計の財務書類に加えて、特別会計や公営企業会計などの関連する会計を含めた連結ベースでの財務書類を作成したところであります。

次に、3ページをご覧くださいませでしょうか。「Ⅱ（章）基本的事項について」の1. 地方公会計制度導入の目的でございます。この財務書類4表作成に伴う効果につきましては、発生主義・複式簿記の要素を取り入れることにより、資産・負債などのストック情報や引当金のような見えにくいコストを把握できること、また、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体の内部管理の強化が図れることなどが挙げられます。

次に、4ページをお開きいただけますでしょうか。2の基本的な作成方針についてでございます。ここでは、財務書類4表の連結の目的など基本的な事項について説明しております。今回の財務書類につきましては、一般会計の財務書類のほか、一般会計に各特別会計と公営企業会計を加えた町の全体財務書類を作成したほか、全体財務書類に本町と連携・協力し行政サービスを提供する一部事務組合及び広域連合や、文化振興財団などの第三セクターを加えた連結財務書類を作成しております。

全体及び連結の対象範囲となる会計の種類につきましては、次の5ページの図のとおりとなっております。図の右半分のところをみていただきたいのですが、3種類ございまして、左が一般会計のみの財務書類、真ん中が全体の財務書類であり、一般会計に、国民健康保険事業特別会計などの特別会計や水道事業などの公営企業会計を含めたものであります。右端が連結の財務書類であり、全体の財務書類に、一部事務組合や第3セクターなど、町が関係する団体をすべて含めたものとなっております。なお、一



番下に表記しておりますように、公共下水道事業については、平成30年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、特別会計から企業会計に移行することから、30年度決算からの連結を予定しております。

次に、6ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、財務書類4表の基本的な内容説明となっております。まず、3の貸借対照表についてであります。貸借対照表とは、一定時点、今回は、平成28年度末である平成29年3月31日において、町が保有するすべての資産とその資産をどのような財源でまかなってきたかを表した表となっております。

次に、下の4の行政コスト計算書についてであります。行政コスト計算書とは、1年間、今回は平成28年度となりますが、その期間内の、資産形成につながらない、消費的なサービスに伴うコストがどの程度あったのかを表しております

次に、7ページに移っていただきまして、5の純資産変動計算書についてであります。純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部が1年間でどのように変動したかを表しております。

次に、6の資金収支計算書についてであります。資金収支計算書とは、1年間の歳計現金の収入・支出の動きをその性質に応じて、3つの区分で表しており、資金の増減を把握することができる表となっております。

次に、8ページをお開きいただけますでしょうか。こちらでは、7として財務書類4表の関係を説明しております。ページ下にそれぞれの表の相関関係を図示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、斑鳩町の一般会計の財務書類4表の内容につきまして、端的にそのポイントを説明させていただきます。

13ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の貸借対照表でございます。この表の左側の借方ですが、「資産の部」となっておりまして、これまで形成してきた土地、建物、道路等の有形固定資産と、投資及び出資金や、基金などで構成されております投資その他資産、現金預金などの合計で、一番下の行ですが、約289億8,600万円となっております。右側の貸方では、上が負債の部となっております、地方債や退職手当引当金などにより、約113億400万円となっております。その下の純資産の部は、先程、申し上げました、資産の部から負債の部を差し引いた金

額となります。下から2行目になりますが、金額は、約176億8,300万円となっております。

続きまして、21ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の行政コスト計算書でございます。行政コスト計算書は、(1)経常費用、(2)経常収益、(3)臨時損失、(4)臨時利益、の4つの区分で構成されております。

まず、(1)経常費用ですが、一番上の行で、約81億7,700万円を計上しております。その内訳は、①業務費用として、人件費や物件費などを合わせまして、約45億2,100万円、②移転費用として、他団体への補助金、社会保障給付、他会計への繰出金などを合わせまして、約36億5,600万円となっております。

次に、(2)経常収益についてであります。これは、行政サービスを受けるために、住民の皆さまにご負担いただく使用料及び手数料などを集計したものであります。約3億8,800万円となっており、この経常収益が、経常費用のうち、どの程度占めるかを表す受益者負担率につきましては、4.7%となっております。そして(1)経常費用と(2)経常収益の差し引きが中段にあります、A 純経常行政コストであり、約77億8,900万円となっております。この純経常行政コストに(3)の臨時損失、(4)の臨時利益の増減を反映したものが、一番下の行の、B 純行政コストであり、約78億1,700万円となっております。

続きまして、24ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の純資産変動計算書でございます。こちらは、貸借対照表の中の貸し方にある純資産の1年間の増減を表した表になります。左上のA 前年度末純資産残高から、それぞれの増減を反映した金額が、左下のB 本年度末純資産残高となり、この金額が貸借対照表の純資産と一致することになります。純資産の主な変動要因としましては、先ほど説明いたしました行政コスト計算書にもありました(1)純行政コストによる減、及び(2)財源として、内訳は、町税、地方交付税等の①税込等と、②国県等補助金になりますが、これらの受入による増、また(5)無償所管換等として、土地等の寄附による新たな資産の取得などによる増があります。これらを合わせた結果が(イ)本年度純資産変動額ですが、純資産はこの1年間で約1億7,

300万円減少いたしまして、一番下の行のB 本年度末純資産残高が、約176億8,300万円となったところであります。

続きまして、27ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の資金収支計算書でございます。こちらは、歳計現金における1年間の収支を表すものですが、3つの収支に区分し、それぞれの収支をみるものとなっております。

まず、一番上の業務活動収支では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表しており、その収支は、中段のA 業務活動収支のところですが、約3億5,200万円の黒字となっております。真ん中の投資活動収支では、公共施設の整備や、基金・貸付金などの投資に伴う資金収支を表しており、その収支は、B 投資活動収支のところですが、約3億300万円の赤字となっております。一番下の財務活動収支では、地方債の償還等に伴う資金収支を表しており、その収支は、C 財務活動収支のところですが、約2億5,800万円の赤字となっております。これらにより、平成28年度の1年間で、約2億800万円の資金が減少し、年度末の歳計現金の残高に当たりますF 本年度資金残高は約2億7,500万円となっております。そして、これに、歳計外現金残高を加えたJ 本年度末現金預金残高は、一番下の行でございますが、約3億8,100万円となっております。貸借対照表の現金預金と一致することになります。

続きまして、29ページをご覧くださいませでしょうか。

IV(章)全体・連結財務書類4表についてでございます。

全体財務書類、及び、連結財務書類の対象範囲につきましては、先ほど説明いたしましたように、下の図のとおりございまして、全体については、特別会計や公営事業会計を含めた町全体の範囲となっており、連結については、それに、町と財政的に関わりの深い団体について、出資や負担割合等に応じて按分した金額を含めて算出したものとなっております。

続きまして31ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが、一般会計と全体及び連結の貸借対照表の比較であります。連結の財務書類4表の分析につきましては、左側から、一般会計、全体、連結と3種類の金額をお示ししまして、全体と連結の金額が、それぞれ一般会計と比較して何倍になっているかとその増加額をみております。この表において、中央の

行で網掛けされた資産合計では、全体の倍率が、一般会計と比較し1.2倍で、増加額が約57億9,400万円、連結の倍率が1.2倍で、増加額が約69億4,100万円となっております。また、下から7行目の網掛けされた負債合計では、全体の倍率が1.2倍、増加額が約18億3,400万円、連結の倍率が1.2倍、増加額が約24億3,600万円となっております。最後に、下から2行目の純資産合計では、全体の倍率が1.2倍、増加額が約39億6,000万円、連結の倍率が1.3倍、増加額が約45億600万円となっております。このことから、全体及び連結の貸借対照表においては、個々の項目では、水道事業や国保事業の影響で大きく増加するものがあるものの、資産、負債、純資産すべてが、ほぼ一定の割合で増加しておりますので、その全体的な構成には、大きな影響がないこととなっております。

続きまして、34ページをご覧くださいませでしょうか。行政コスト計算書の一般会計と全体及び連結との比較でございます。

主な特徴としましては、真ん中ぐらいの行の②「移転費用の(ア)補助金等」において、一般会計と比較して、全体で、倍率が5.4倍、増加額が約57億4,200万円と大幅な増となっております。これは、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計の保険事業勘定などの保険給付が加わったことによるものであります。また、連結では、全体よりも増加額が減少しておりますが、これは一般会計、後期高齢者医療特別会計で計上していた一部事務組合、第三セクターなどへの補助金を相殺消去したためでございます。また、その少し下の行の(2)「経常利益」につきましては、水道事業の事業収益などが加わったことにより、全体で、倍率が2.7倍、増加額が約6億4,800万円と大幅な増となっております。そして、一番下の行にありますB「純行政コスト」としましては、全体では、倍率が1.7倍、増加額が、マイナスで約53億2,700万円、連結では、倍率が2.0倍、増加額がマイナスで約79億2,400万円となっております。

続きまして、36ページをご覧くださいませでしょうか。純資産変動計算書の一般会計と全体及び連結との比較でございます。この比較表では、上から2行目の(1)「純行政コスト」において、先ほどご説明いたしました、

行政コスト計算書の集計である純行政コストが、全体の倍率で1.7倍、連結の倍率で2.0倍と、同率で入っておりますので、その分、コストが増えていることとなります。ただ、3行目の(2)財源として、補助金等の受入により、そのコスト増加分を上回る額の財源調達ができておりますことから、一番下から2行目の本年度純資産変動額では、一般会計がマイナスであるのに対し、全体においては約1億1,100万円、連結においては約1億9,200万円となっており、一番下の期末純資産残高では、期首と比較しそれぞれ増加しているところであります。

最後に、37ページをご覧くださいませでしょうか。資金収支計算書の一般会計と全体及び連結との比較でございます。この表につきましては、連結の明細が、統一的な基準による公会計の規程に基づき省略できることとなっておりますので、最終的な本年度の収支額の比較のみをさせていただきました。表の一番下から8行目のD 本年度資金収支額は一般会計で約2億800万円のマイナスを計上しており、全体ではマイナスの約2億2,200万円、連結では、マイナスの約1億9,700万円となりました。この倍率をみますと、全体では、各特別会計、水道事業会計の資金収支の合計が赤字であったため、全体の倍率が1.1倍となり、連結では、一部事務組合や第三セクターの資金収支の合計が黒字であったことから、連結の倍率が0.9倍となっております。

以上で、斑鳩町の財務書類4表に関する説明を終わらせていただきます。統一的な基準による財務書類作成は、新しい方式ということもありまして、当町においても、特に固定資産については、概算数値のものが多く、今後、精緻化が必要な状況ではありますが、年数を重ね、段階的に精度の高い財務書類を作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からの説明は、以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(3)まちあるき拠点の公募型プロポーザルの概要案について、

理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課  
長

まちあるき拠点の公募型プロポーザルの概要案につきまして、ご報告させていただきます。

昨年12月13日の総務常任委員会で、まちあるき拠点整備として、法隆寺1丁目に位置する町有地、法隆寺観光自動車駐車場用地及び奈良県農業協同組合法隆寺支店倉庫跡地を有効活用するため、「斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業」により、民間事業者にも町有地を賃貸し、民間事業者によるマルシェ、宿泊施設及び駐車場の整備・運営をすすめていく方針であることをご説明させていただきました。

その後、地元である三町自治会の皆さんに町の方針をお伝えするため、今年2月24日土曜日午後7時から、三町会館において地元説明会を行ったところでございます。

参加者からは、現状と同じく国道25号側に観光バスの出口を設けると、新道から国道に出ようとする信号待ちをしている地元住民の車両が出にくいときがある、駐車場から国道に出ようとするバスがどの信号で出るのかわかりにくく交通事故がおきる可能性があるので、ガードマン等において誘導すべきだ、などといった意見が寄せられました。

これらのご意見を鑑みまして、このたび、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の概要案がまとまりましたので、本日、ご報告いたします。

資料をご覧ください。事業名からでございます。斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業です。事業場所は、法隆寺観光自動車駐車場（法隆寺iセンター敷地及び舟塚古墳は除く）及びまちあるき拠点用地（奈良県農業協同組合法隆寺支店倉庫跡地）としております。

次に、対象事業でございます。12月13日の総務常任委員会で申し上げましたとおり、①マルシェの整備・運営、②宿泊施設の整備・運営、③路外駐車場の整備・運営、④その他、事業者が提案する本町の観光振興に資する施設の整備・運営としております。

事業条件です。まずマルシェについてです。1つ目として斑鳩町産の農産物及び特産品を必ず販売すること。特に、斑鳩ブランド創造協議会が認定する斑鳩ブランド品の販売に努めること。次に常設の施設とすること。

次に営業日・営業時間、販売品目については、事業者の提案に委ねる。次に輸出物品販売場許可を取得し、免税店とすること、としております。

すみません、一行、一番下に宿泊施設がきておりますので、めくっていただいたところは宿泊施設の条件でございます。宿泊施設は、旅館業法に定めるホテルまたは旅館とすること。宿泊施設は、町有地北側に配置すること。客室数及び各部屋の広さは問わない。公共交通機関となる一般社団法人奈良県タクシー協会と連携を図り、宿泊施設の玄関などに待機場所等を設けるなど、宿泊施設等利用者の利便を図ること。

次に、路外駐車場についてです。1つ目として大型バス20台または乗用車50台以上が駐車できるスペースを確保すること。なお、駐車スペースは専用とする必要はなく、大型バスと乗用車で兼用しても良いものとする。次に運営は、年中無休とし、営業時間は午前8時30分から午後6時までとすること。ただし、地域伝統行事等により特に混雑が予測される場合には終了時間を延長して営業すること。なお、事業者は提案により、これを超える時間を営業することができる。次に利用料金は、大型バス及びマイクロバス1日1回当たり2,800円以下、普通自動車及び軽自動車1日1回当たり500円以下、2輪自動車（原動機付き自転車を含む。）1日1回当たり100円以下とすること。また、周辺の民間駐車場の利用料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

これは、現在の斑鳩町観光自動車駐車場条例第3条第2項の内容と同じ金額となっております。既存の公衆トイレを廃止し、新たに路外駐車場営業時間内に路外駐車場利用者が自由に利用できる公衆トイレを整備すること。また、整備する公衆トイレは、外国人・障害者・高齢者・子ども・LGBTの利用者に配慮する設計とすること。路外駐車場は、平成31年4月1日から供用すること。

次に、その他共通事項についてです。1つ目として事業者が整備する施設の棟数や規模は、事業者の提案に委ねるが、その提案内容が都市計画法、建築基準法、その他法令に合致しているか否かについて、事業提案書を提出する前から奈良県郡山土木事務所建築課と事前協議を行うこと。各施設利用者及び業務用車両出入口は、町有地南側（一般国道25号側）、町有地東側（町道208号線側）には設けず、町有地西側（県道法隆寺線側）

に設けること。ただし、バス専用の出口を町有地南側（一般国道25号側）に設けることは可とする。その場合、交通整理員を常駐のうえ、近隣住民の車両等の通行を優先させ、安全対策を講じること。この条項は、2月24日の地元説明会でのご意見を反映させたものでございます。

次にマルシェ及び宿泊施設の営業開始は、事業者と町が行う基本協定締結から1年6か月以内とするよう努めること。各施設の営業開始時期を同一とする必要はない。地域経済団体等の活動に積極的に参加すること。施設の整備にあたっては、町内業者の優先的な採用に努めること。施設の運営にあたっては、外注業務及び資材調達等の町内業者への発注、地元食材の活用など、できる限り町内業者と連携し、地域貢献及び町全体への経済波及効果に繋がる取り組みの実施に努めること。施設の運営に従事する者として、町内在住者及び町内在住を前提とする者を優先して雇用すること。地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催すること。施設の整備及び運営にあたっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮すること。基本協定締結後の地域住民との交渉は、事業者が担当すること。なお、事業用地の境界に関する事務については町が担当する。電波障害対策については、事業者自らの責任と負担により、必要な調査及び対策を行うこと。開発・施設配置にあたっては、近隣への日照に対する配慮のほか、施設から発生する音、臭い、眩光等に対して配慮すること。事業者は、本事業の実施に際しては、必要な近隣対策を行う計画とすること。大規模災害時の避難施設として活用協力すること。風俗営業、性風俗関連特殊営業に使用することはできない。また、いわゆるラブホテルに類する施設の整備・運営も行うことはできない、としております。

次に、事業者の収入及び負担についてです。（1）事業者の収入についてです。マルシェ、宿泊施設及び路外駐車場の運営により得られる収入は、事業者の収入とします。（2）事業者の負担についてです、マルシェ、宿泊施設及び路外駐車場の設計（地質調査等を含む）及び事業用定期借地権等設定契約のための公正証書の作成及びその費用、登記費用等を負担する。町との事業用定期借地権等設定契約に際し、町に保証金を納付し、賃貸期間中は賃貸料を町に支払う。事業用地内における現状の施設（柵・塀・ト



イレ)の撤去を行い、その費用を負担する。マルシェ、宿泊施設及び路外駐車場の整備・運営に要する費用(公租公課含む)を賃貸期間に渡って負担する。マルシェ、宿泊施設及び路外駐車場に係る除却費用を負担する。マルシェ、宿泊施設及び路外駐車場について、その他必要な費用を負担する、としております。

次に、使用条件等についてです。契約形態は、宿泊施設及びマルシェ部分については、事業用定期借地権による契約、駐車場については普通借地権による契約とします。賃貸料(年額)は、平成30年度における相続税評価額に0.06を乗じた額以上とします。これは、斑鳩町行政財産使用料条例にもとづくもので、平成29年度における相続税評価額により試算すると、概算で1300万円程度と試算しております。賃貸期間は、斑鳩町財産規則第16条の規定により20年とします。ただし、更新を妨げないものとします。保証金は、契約時に年間賃貸料と同額を事業者から徴収します。

最後に、スケジュールです。平成30年4月から6月に、事業者選定委員会の開催を行って募集要項を策定します。また並行して、筆界確認等の作業を行います。平成30年7月上旬に募集要項や選定基準等を公表します。平成30年7月下旬から8月上旬に、事業者からの参加表明書を受付します。平成30年8月中旬までに事業者により企画提案書が提出されます。平成30年11月上旬に、提案内容に関する応募者ヒアリングを行います。その結果、平成30年11月中旬に優先交渉権者を決定し、平成30年12月上旬に当該事業者と基本協定を締結します。平成30年12月ごろ、事業者による地元説明会の開催を行います。このような予定で事業をすすめてまいりたいと考えております。

聖徳太子1400年御遠忌にむけまして、斑鳩の里のイメージを一新するプロジェクトとして進めてまいりたいと考えております、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員　　まず、事業場所ですけれども、前にも説明はしていただけてますけれども、法隆寺観光自動車駐車場の中の、iセンターの敷地と舟塚古墳は除くというふうになってますけれども、これはもう明確に場所の特定っていうんですかね、どういう面積でとかっていうのはもうすでに明らかになっているのでしょうか。

まちづく  
り政策課  
長　　これ12月にですね、議会にご報告申し上げました後に、その作業に一部取りかかっておりますけれども、かなり色々な点で大変昔の作業をされた後に、駐車場がつくられたもので、時間がかかっておりますけれども、できる限り7月までに完了したいと考えております。以上です。

木澤委員　　この古墳なんですけれども、それ確定する際に、掘ったりはするんですか。

まちづく  
り政策課  
長　　この古墳なんですけど、町が持っているものではございませんで、国有地でございます。近畿財務局さんの方にお話にいきまして、立会のお願いをしているところでございます。以上です。

木澤委員　　それと、宿泊施設は町有地北側に配置することという風になってますけど、前はそうではなかったと思うんですけど、北側に配置するっていうのは、どういうふうに理解したらいいんですか。

まちづく  
り政策課  
長　　前回、12月にご報告申し上げたときには、お好きなところにどうぞという形であったんですけども、やはりですね、もともと農協跡地の方を建てるためにお金を寄付していただきました小城製薬さんの思いもおありでございますので、このような点に配慮いたしまして、宿泊施設はできる限り北側という条件を付けさせていただくことに変更させていただいております。以上でございます。

木澤委員　　前回の説明では、たとえ1センチっていったかどうか忘れちゃったけども、そこにかかっていたらいいという説明でしたけども、できるだけ北側に配置するっていうのは、その敷地内に納めるということになるのか。

まちづく  
り政策課  
長 前回お聞きさせていただきましたときに、ちょっと私も今、議事録もつ  
てないのでわからないんですけども、1センチでもかかればいいと言っ  
たのかどうか、ちょっと私、申し訳ございません、定かではないんですけ  
ど、実際にはかかってなくても大丈夫なんです。それは何がというのは、  
企業版ふるさと納税とか、あと地域財政計画の運用上は大丈夫ということ  
なんですけれども、今できる限りと言っておりますのは、寄付者の方への  
配慮といいますか、ということで、そうしたことでこちらの方に寄せさせ  
ていただくというものでございます。ございますけれども、ホテルには必  
ずバックヤードというものが需要でございますので、そのような点を配慮  
いたしますと、ホテル棟を一番北までつけますと、今度バックヤードがお  
そらく北側になっていくと思いますので、そこまではつけられないという  
ことですので、できる限りということで考えております。以上です。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 この対象事業って書いているんですけどね、1から3に該当する事業を  
必ず実施することとあるんですけど、これ1から3の該当するものがこな  
かったら、実行しないということですかね。

まちづく  
り政策課  
長 おっしゃるとおりでございます、例えばうちはホテルとマルシェだけ  
すんねん、駐車場しませんということであれば、受付ができない状況でご  
ざいます。以上です。

宮崎委員 それでしたら、今、私もいろいろな説明聞いていたんですけども、借  
りるところありきでお話されているんですけども、まだそういう話は外へは  
出てなかったんですかね。

まちづく  
り政策課  
長 前回の委員会が終わりました後ですね、このような事業をしていきたい  
ということは、いろいろなところで説明はしております、新聞記事にも出  
ておるところでございます。以上です。

宮崎委員　それでしたら何社かやってくるということで進めていくということでしょうか。あとちょっと聞きたかったのは、斑鳩ブランドですかね、つくるということですがけれども、これはこれから先のことやと思うんですけど、あとこのブランド、マルシェで必ず売らなアカンとか言って、このブランドもたぶん運営委員会とかこしらえてつくると思うんですけど、もしこのブランドができなかったら、売らないのかなと思って、ちょっとその辺、ブランドって言われてもね、ちょっと昔からあるものが斑鳩にあるのかどうかというのがわからないので、ちょっとその辺教えていただけますか。

まちづく  
り政策課  
長　　実はですね、今現在も斑鳩ブランドというものがございましてですね、平成26年に斑鳩町の商工会でですね、このような冊子つくられててですね、その一番後ろに、斑鳩ブランド協議会でつくられたブランドが12品目あるんです。なんですがけれども、今ですね、ずいぶんこのお品も変わっておりますので、現在前の聖徳太子のわくわくプランのときにビジネスチームをつくるという説明をさせていただいたんですけども、その後ですね、このブランド協議会をもう1回立ち上げましょうということで、斑鳩町と商工会さんが声掛けして、今準備会を開いているところでございます。平成30年の4月から本格的に立ち上げましてですね、新たに第2次の斑鳩ブランドを認定して、そして、また冊子化してPRしていこうというところがございまして、これと並行しましてですね、今度法隆寺の門前につくるマルシェ&ホテル&駐車場においてもその斑鳩ブランドを売り込んでいきたいということでございます。以上でございます。もう1点ですね、何社かくるかどうかということで、宮崎委員さんお聞かせいただいていたんですけども、それについてはまだ何社来られるかということは全部ふた開けてみないとわかりませんので、ちょっと今のところ私どもは把握していない状況でございます。以上です。

委員長　　他にございませんか。　木澤委員。

木澤委員 免税店とすることということで、輸出物品販売場許可を取得するというふうになりますけど、これは斑鳩ブランドを世界にも発信していけるようにとか、そういう目的か何かがあるんですか。

まちづく  
り政策課  
長 それもありますけれども、むしろそれよりは、今、外国人の方来られて、やはりインバウンドのセミナーなんか行かましても、免税店と書いているところを目指して外国人は来られて、そしてそこで言ったら、私たちでもそうですよね、同じものを買うのでもお得なところで買わりますので、そういったことで免税店と今後インバウンド、外国人観光客を受け入れる場所では免税店を推進した方がいいという、いろんなセミナーでも助言を受けまして、こちら条項を入れているものでございます。以上です。

木澤委員 あと、営業時間ですね、午前8時半から午後6時までとすることと、あと、またそれ以外に書いていただけてますけど、これ例えば夜遅くまで営業するというような事業者が提案してきたときとかに、地元との関係で心配になるんですけども、そこは説明会の時には特に意見とかあったんですか。

まちづく  
り政策課  
長 営業時間につきまして、私どもも説明はしておりませんし、そちらの三町さんの方からも質問も出ませんでしたので、協議はしていないところでございます。ただ、今ですね、やはり、皆さまご存知かどうかかわからないですけど、法隆寺の門前って4時になったら店が全部シャッターパシーツで閉めはってですね、ちょっとお茶飲みたい方、休憩したい方もちょっと難民状態なところがございます。そういったこともございますし、今後ですね、夜に向けて観光が発達すればですね、やはりその分経済効果も出るわけですので、そういった意味で夜の営業も考えていただければ、そちらを考えていただいて、それでその業者さんがいいということになれば、それをですね、また業者さんと一緒にですね、説明会に行くという形になっていくだろうと思っております。なおですね、1点その条項のところですね、地域の状況に応じて、遅くまで開けておいてくださいという条項をつけたんですけども、これにつきましては、法隆寺さんの方から、

鬼追い式の際に駐車場があふれて近隣の方々にご迷惑にならないよう配慮されたいというようなお話がございましたので、こちらはつけております。以上でございます。

木澤委員 今の鬼追い式の云々っていうのが、状況がちょっと想定できなくてよくわからなかったんですけれども。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午後 3 時 3 6 分 休憩 )

( 午後 3 時 3 7 分 再開 )

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 何でその辺聞くかっていうと、ちょっと心配なのは、夜まで営業されてそういうふうに斑鳩町としても観光客の方が来られて、夜も楽しむことができる町になるという点はいいいんですけれども、来られる観光客の方によって、ひどく地域に迷惑をかけるような状況にならないのかなと、だからそうなった時に、やっぱり地域から苦情が来るかなという風には心配しているんですけど、ただまあ、こちらの方から来ていただく方、お客さんを選ぶことっていうのはできませんので、そのところは状況を見て、基本的に建てた後の地域との交渉というのは事業者の方でやっていただくというふうになってますけれども、町としてもやっぱりそこは注意しておいてほしいなというふうには思うんです。

ごめんなさい、もう1つ、公衆便所、前回もちょっとお聞きしたかもしれませんが、整備することになってますけど、これは別に外につくるっていうんじゃないしに、ホテルの中も含めてということで理解してよろしいんですか。

まちづく 駐車場を利用する人が使うことができるのであれば、マルシェの中でも

り政策課 長 委員長 ホテルの中でもどちらでも結構でございます。以上です。

小村委員 小村委員。

小村委員 ちょっと疑問点なんですけども、この駐車場は午前8時半から午後6時までということは、午後6時以降出入りできないということ。

まちづく り政策課 長 恐らくそのことはないと思います。と申しますのも、ホテルの駐車場として利用されることが見込まれますので、その方々が出入りできなくなったりしますと、ホテルとしての営業が成り立たなくなりますので、出入りはできるであろうと思いますけれども、ただ、賃貸、駐車料金を取ってですね、一般の観光客向けに営業する駐車場というものです、駐車場専用としてつくる物については少なくとも6時までには営業してくださいねという条件をつけております。以上です。

小村委員 少なくとも6時までということは、別に24時間営業でもいい。

まちづく り政策課 長 おっしゃるとおりでございます。

小村委員 わかりました。そしたら、無人でといいますか、今あるような、駅前にあるような無人の駐車場とかも可ということですね。

まちづく り政策課 長 バスの誘導が途中する必要がございます。バスは入れてくださいということになっておりますので、それが可能であれば、そういう方法があれば、提案していただければの話になりますけれども、バスは必ず入れていただきたいと考えております。以上です。

小村委員 そしたらバス20台を確保する、バス20台または乗用車50台以上が駐車スペースを確保することとなっている。これは、またはっていうことがバスだけでなく、乗用車50台でもいいということですか。

まちづく おっしゃるとおりでございます。

り政策課  
長

小村委員 バス0台でもいいんですかね。

まちづく いえ、バスが来たら20台入れれるスペースを確保してくださいという  
り政策課 ことでございまして、要するにバス1台につき、乗用車2.5台の換算を  
長 しております。以上です。

小村委員 そしたらすべて無人の駐車場じゃできないということで、一定そのスペ  
ースを確保しながら、ほかの部分で無人駐車場できるならばそれでオッケ  
ーということで理解しておきます。

この4つ目、木澤委員さんから質問あった、駐車場の4つ目の既存の公  
衆便所の廃止しってというのは、確認なんですけども、ホテル内でも今いい  
っておっしゃってましたけど、これはホテル内に設置したときでも、一般  
の方も、公衆便所なんで一般の方も使えるように整備するっていう理解、  
それともそのホテルの人が使えればいいと。

まちづく 駐車場を使う人と、マルシェを使う人と、ホテルを使う人と、その3者  
り政策課 が使えるトイレを整備されたいということでございます。以上です。

長

委員長 木澤委員。

木澤委員 今の公衆便所、今は駐車場とか利用しない人でも観光客の人が普通に通  
りかかって、利用することはできるけども、今度新しく整備する公衆トイ  
レはそういう方は想定していないということですか。

まちづく もちろん、締め出すということではないんですけれども、対象はそうい  
り政策課 う施設利用者の方向けのトイレということでございます。今でもシティホ  
長 テルに行って、泊まってなくてもロビーの横のトイレに入ってホテルの方



がこのトイレ利用しないでくださいと言われることはおそらくたぶんない  
と思うんです。ロビーを利用される方であれば大丈夫だと思うんですけれ  
ども、ただ、公衆トイレという位置づけよりはむしろその施設用の方の、  
利用者向けの方のトイレというふうに考えてはおります。

バス乗る人もいらっしゃるので、その方も向けてですけれども、ただ言  
えばバス乗る人もトイレ利用するけれども、ちょっと物買ってくれたらう  
れしいなという経済に1つ、物が動けばいいなという望みも込めてという  
意味でございます。私どもの考えているのは、とりあえずもちろん観光客  
の方のおもてなしは大事だとは思ってますけれども、その方々に斑鳩の物  
品なども見ていただくことが、トイレを利用することによって、できるわ  
けですから、そのあたりをきっちり分けるということは私はできないかな  
とっております。

木澤委員 そしたらきちっとやっぱり、誰でも使えるような公衆トイレを設置して  
くださいという条件をつけるべきなんじゃないかと思うんですけど。

だからホテル側が使わせないことはないと思うってというような対応では  
なくて、きちっと観光客の方も使えるような公衆トイレとして設置してい  
ただくことを条件としてつけたらだめなんですかね。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午後 3 時 4 5 分 休憩 )

( 午後 3 時 4 6 分 再開 )

委員長 再開いたします。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく 公衆トイレということで条件は出していければというふうに考えており  
り政策課 ます。以上です。

長

委員長 暫時休憩いたします。

( 午後 3 時 4 6 分 休憩 )

( 午後 3 時 5 7 分 再開 )

委員長 再開いたします。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課  
長 大変申し訳ございません、資料の方にですね、新たに路外駐車場営業時  
間内に路外駐車場利用者が自由に利用できる公衆便所を整備することとな  
ってございましたけれども、当初担当者レベルで考えておりましたのは、マ  
ルシェとホテルと駐車場を利用することがその営業時間内に利用できるト  
イレを整備することというふうに考えておりましたが、さまざまなご意見い  
ただきましたので、再度検討させていただきたいと考えます。以上です。

木澤委員 今、位置づけもありますけども、実際に観光客の方が 2 4 時間使えると  
いうような形状でありますので、新たにそういう条件としてつけれるので  
あれば、やはりつけていただいて、今までと同じような形で建物とか駐車  
場とかの利用者だけではなく、観光客の方が普通に一般の方も含めてで  
すね、利用できるような位置づけができるのであれば、それを条件として  
付けていただきたいと思いますなど、これ要望しておきますので、また課長おっしや  
っていただいたように整理していただいて、また改めて報告いただきたい  
と思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは 1 9 時まで時間を延長いたします。

次に、( 4 ) 斑鳩町防災ハザードマップの配布について、理事者の報告  
を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の 4 番目、「斑鳩町防災ハザードマップの配布」  
につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料番号4. 斑鳩町防災ハザードマップという標題の資料をご覧くださいませうか。

本町におきましては、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用することを目的といたしまして、洪水、地震、ため池の3種類のハザードマップをそれぞれ作成してきたところでございますが、本ハザードマップはこれら3種類のハザードマップの内容に加え、避難情報の種類など防災に関する情報を、1つの冊子に取りまとめたものとなっております。

次に、このハザードマップの内容についてでございますが、資料、ページを1枚お開きいただきまして、右側の目次のページをご覧くださいませうか。

はじめに、2ページから5ページにおきましては、地震災害として、ゆれやすさマップや耐震対策方法など、地震ハザードマップに関する内容を掲載しております。

次に、6ページから7ページにおきましては、風水害として、気象情報や風水害への備えに関する内容を、また、8ページから9ページにおきましては、土砂災害として、土砂災害に関する知識や、警戒区域の種類に関する内容を掲載しております。

次に、10ページから11ページにおきましては、避難情報の種類と伝達方法及び情報の収集方法に関する内容を、また、12ページから13ページにおきましては、非常持出品や備蓄品に関する内容を掲載しております。

次に、14ページから15ページにおきましては、本町の避難所施設に関する内容を掲載しております。

また、16ページから31ページにおきましては、洪水ハザードマップに関する内容として、浸水想定区域図や、土砂災害警戒区域の位置図を掲載しております。

なお、浸水想定区域につきましては、平成28年5月に、国において実施されました大和川の浸水想定区域図の見直し内容を、また、土砂災害警戒区域等につきましては、平成29年2月に、奈良県において実施されました土砂災害警戒区域の見直し内容を反映したものとなっております。

また、32ページから36ページにおきましては、本年度新たに作成い

たしました、ため池ハザードマップに関する内容を掲載しております。

最後に、本ハザードマップにつきましては、4月上旬に、4月号広報はさみ込みにより、住民の皆様へ各戸配布を行いまして、周知させていただくことといたしております。

以上、各課報告事項の4番目、斑鳩町防災ハザードマップの配布につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 ちょっと2点お聞きしたいんですけども、以前つくっていただいたハザードマップですね、それぞれ災害によって避難場所って変わると言うんです。例えば水害の関係で言いますと、西小学校なんか避難すると逆に危ないというような状況があって、それぞれ災害によって、ここは使わないほうがいいとか、こっち逃げたほうがいいとかいうのがあって、その辺のところは、ちょっと、まだこれ、しっかり読んでいないんですけども、今回のこのハザードマップではどういうふうに表記されているのでしょうか。

総務課長 ただいまおっしゃっていただきました避難所施設ごとにどのような災害に対応しているのかということでございます。こちらの防災ハザードマップの14ページをご覧くださいと思います。こちら、14ページに町内20か所の指定緊急避難場所、避難所施設のほうの一覧を載せておまして、そこの右側に、どのような災害のときに対応できるのかというのを丸で示しておりますので、こちらをご覧くださいながら、それぞれの住民さんのほうで避難していただく箇所というのを、まず検討していただければと考えております。以上です。

木澤委員 わかりました。

あとですね、今回、このハザードマップをつくっていただいて、ぱっと開けると、業者さんの案内が載っているんですよ。広告料をいただく関係でこういう構成になっているのかなと思うんですけども、町が発行する

もので、いきなりぱっとめくると業者さんの案内が載っていると。この構成、もうちょっと何とかならへんかったのかなというふうに思うんですけど、募集する段階で、もうここに枠つくってこういう形でっていうことで金額も決めて募集されたのか、それか、その構成自体、これからでも変えられるのかどうか。その辺は、どうなんですか。

総務課長

こちらにつきましては、委託料をできるだけ安価にするというところで、広告を募ることができるというのを契約の中に設けております。その中には、受注者は、印刷物に広告を掲載することを希望する広告主を募集して製作することができて、その場所につきましては、委託者のほうに委ねておると、場所によっても広告料等も違うと思いますので、そのあたりは、こちらの委託料の契約を結んで、それ以外については受託者のほうに設けているということでございますので、特にその場所の制限とかいうことをいたしたわけではございません。以上です。

木澤委員

いきなりあけて、これ、載っていて、やっぱり誤解されるんじゃないのかなと。広告載せていますよっていうのをやっぱりきちっと住民さんにわかるようにどこか表記しておく必要がありますし、載せるにしても、やっぱり町のハザードマップですよということをメインに持ってきて、やっぱり広告っていうのは、いきなりあけてこの広告、広告っていうんですかね、になっているっていうような構成じゃないほうが、私はふさわしいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

総務課長

ご意見いただいたことについては、重々、承知したいと思います。  
しかし、ちょっと、この防災のハザードマップにつきましては、4月1日から4月3日のポスティングによりましてですね、各戸配布をさせていただきたいということで、申し訳ございません、既に印刷を進めているところでございまして、なかなか、この冊子の中に新たに説明書きを入れることは難しい、今、状況になってございますので、ただいまいただきました意見に基づきまして、今後に活かしてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

木澤委員 今回だけ、了承しておきます。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(5) 町有地の売払いについて、理事者の報告を求めます。  
福居財政課長。

財政課長 財政課から町有地の売払いについて、2点、ご報告を申し上げます。

はじめに、新たな町有地の処分についてであります。

その土地は、龍田南2丁目地内で、中央公民館から南東に約250mに所在する町有地でありまして、平成19年に寄附を受けたもので、公募面積は、468平方メートル、約142坪でございます。

本物件につきましては、市街化調整区域であり、建築基準法上の道路に接していないことから、公共的な活用が難しく、また、売却の対象としておりませんでした。一般の方から、農地として購入したい旨の申し出がありましたので、一般競争入札による売払いを行ってまいりたいと考えております。

入札スケジュールの予定につきましては、4月5日に入札公告をした後、入札参加募集期間を5月11日までとしまして、入札日は5月30日となっております。なお、住民の皆さま等への案内につきましては、4月号広報紙お知らせ版と町ホームページを予定しております。

次に、昨年12月の本委員会でご報告を申し上げました、一般競争入札による興留5丁目地内の松楽園南側の町有地の入札結果についてであります。

入札参加申込み期限までに、3件の申込みがあり、2月27日に実施した入札において、3,141万1千円で、法人の方が落札されました。

予定価格につきましては、2,950万9,500円で設定しておりましたので、190万円程度上回る金額での落札となりました。

なお、本件入札におきましては、落札者ではない応札者の1人から、落札の無効を求める旨の申入書が、代理人である弁護士を通じて町に提出されております。その申入書においては、この落札が無効とならない場合、町に対して損害賠償を求める意思を示されておりますが、本件入札の有効性及び落札者との売買契約手続きにつきましては、町の顧問弁護士と相談し、問題がないことを確認しております。

このことから、現在、落札者と土地売買契約書を締結し、売却手続きをすすめたところでございます。

以上で、町有地の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 無効を申し立てておられる方は、どういう理由でそうおっしゃっているんでしょうかね。

財政課長 先ほども申しあげましたように、無効とならない場合、損害賠償請求をする意思を示されておりました、この件につきましては、裁判で争う可能性がございます。このことから、町の主張をですね、相手方がどのように言うているかということと、あと、それに対する町の主張等をですね、この公の場で発言することによって相手側に有利に働く可能性がございますことから、まことに申しわけございませんが、詳細の説明につきましては控えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、町の顧問弁護士からもそれらのことは控えるように指示されていることも、あわせて申し上げます。以上です。

委員長 よろしいか。ほかにもございませんか。 小林委員。

小林委員 寄附を受けたほうの土地についてなんですけれども、今回、最近ですね、寄附を受けた土地に自治会館が建ったりとかですね、そういうふうな土地の寄贈とか、今後もですね、あるのかなと思うんですけれども、寄附を受

けて、活用ができないから売買するってことはですね、その寄附を受けたところには説明する必要があるのかどうかとか、寄附を受けて、これ、売っていいんですかね。

財政課長 寄附につきましては、その表示、寄附の申込書としましては、寄附の意向として、町政に寄与したいということでございまして、当初、整形地でありまして、広さにつきましてもありますことから、何か公共目的で利用できないかということで、寄附者の意向に沿うようなことを考えておったんですけれども、農地でありまして、なかなかそういった活用ができないということで、これまで使用せずに遊休地としてなってきたところでございます。今後につきましても、このような状況続くと思われますので、もう買入れたいという方がおられる段階で、できるだけ早期に処分してまいりたいというふうにございます。

委員長 いや、寄附者に説明せんでもええんかという質問や。

財政課長 寄附者につきましては、活用できないということでの町に対してもらっていただけないかということでしたので、説明する必要はないものと考えております。

委員長 小林委員。

小林委員 例えばこの前、僕、遺言書にサインしたときは、これは自治会の公民館に使ってくださいね言うて、数年前から役場のほうに働きかけ行っていたいて、この前、無事に完成しましたけれども、そういう、遺言書に署名したというか、かかわった人とかにも、そういう人おられた場合には、説明とかはされるんですかね。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午後 4 時 1 5 分 休憩 )



( 午後4時16分 再開 )

委員長 再開いたします。  
面巻総務部長。

総務部長 ただいま小林委員さんからの、ご意見というか、指摘ですけれども、そもそも、例えば、町のほうにこうこうこういうことで使ってくださいという意向の欄が寄附欄にあります。そういった意向に沿えない場合につきまして、この土地について売却する場合ならば、寄附者の方に改めて、こうこうこうしますよということで承諾なりは要るかもわかりませんが、本件につきましては、そういった意向もありませんでしたので、また、今後活用する見込みもなく、今までも維持管理費が相当かかっていたとか、ある程度かかってまいりましたので、今、その土地がほしいと言われる方がございましたならば、一般競争入札で売ることが最善だと思ったから、今回、このようにご報告させていただいた次第でございます。以上です。

委員長 小林委員。

小林委員 寄附時に寄附される方の意向がなかったということで理解させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 今の龍田のやつなんですけど、入札者っていうのは、規制かかりますよね、調整やから、農地法の関係で。それで募集しはるのかな。

財政課長 今のところ、もう既に農地転用済んでいるところございまして、その分の規制については、かかりません。

宮崎委員 誰が入札してもいいということですか。、

財政課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(6) 町民体育大会について、理事者の報告を求めます。  
井上生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事 それでは、町民体育大会について、ご報告いたします。  
前回の閉会中の委員会におきまして、町といたしましては、本年4月22日に第60回町民体育大会を開催し、これを最後の大会とすることといたしましたと報告をしておりました。

しかし、2月25日、日曜日ですけれども、自治会の皆様を対象に町民体育大会説明会を開催し、第60回町民体育大会を最後の大会として開催する旨の説明をさせていただきましたが、皆様のご理解を得るに至りませんでした。そこで、第60回町民体育大会開催後において町民体育大会の今後のあり方等につきましては、改めて地区の代表者の皆さんを交えて十分議論する機会を設けて検討してまいりたいと考えております。以上で各課報告事項の(6) 町民体育大会についての報告といたします。

委員長 報告が終わりました。質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 もうその経過等も一応聞いていますので、それで結構かというふうに思いますけれども、前回報告いただいたときには、もう、何か、もうやめるしかもう道がないんやというような形でね、もう結論ありきで進めてはったかなというふうに思いますけれども、やっぱりいろいろ住民の皆さんの反応を見ていると、しっかり検討した上でしっかりした結論出していく必要があるかなと思いますので、今後、60回目の開催後に引き続き検討してい

くということですが、あんまり性急な対応という形でなくて、やっぱりじっくり腰据えて対応していただきたいなというふうに思いますので、そのことだけ申しあげておきます。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 それなら、私のほうから。この前の報告は何やってんなと、そのように思っております。今度、60回、22日の町民体育大会が終わって、地区の方ですか、集めて話をするということですが、町が結論出した60回を最後にしたいということ、もう取りやめるのか、それとも、60回を最後にするということを理解してもらうために地区の方を集めるのか、そこをどのように考えておられるのか、そのことだけ、ちょっとお聞きします。 藤原教育長。

教育長 前回の総務委員会でご説明させていただきましたとおり、町の思いとしては、60回を最後にしたいと思っております。このままですね、従来どおりの町民体育大会の進め方では、なかなかですね、今後、こういった町民体育大会の発展が望めないという思いは、変わりはありません。

そういったことで、説明会の席上でもご説明をさせていただいたところなんですけれども、やはりですね、皆さんのご意見をお聞きしておりますと、これまでもですね、補助金の廃止でございますとか、あるいはですね、テントの設営の仕方を変えたとか、そういったことですね、これまで町が押しつけるような形でしてきたやないかと。だから、また今回も勝手にそういうことを決めていくのかという、なかなか、ちょっと積もり積もった町に対する不信感というようなものも、やっぱりございました。

そういったことで、その場でですね、皆さんにやめるということでご理解いただくのは難しだろうということで、改めてですね、皆さん、各地区の代表者にお集まりいただきまして、話をさせていただこうと思っております。

そういったことで、町としては、方針等は変わりませんが、こういったイベントがですね、町民体育大会ということでの例はないんですけども、町を挙げてのイベント、町民挙げてのイベントという形の中でね、うまくいくケースというのは、やはり、町が主導するんじゃなくて、住民さんが主導で自ら運営をされる、そういったものができましたら、それはそれでまた1つの成功に進んでいくんじゃないかなという思いもございます。

そういったことも含めましてですね、皆さん方にいろいろな思いをお話しいただきまして、協議して進めていただきたいという思いから、改めてそういう話し合い期間をとるということで申しあげたところでございます。

委員長 そうしたら、住民同士が話しして、結局、それだけで終わるということですか。

教育長 それにつきましてはですね、皆さんがどういう思いをぶつけられてですね、どういう方向に持って行かれるのか、ちょっと、なかなかわからないところでございますけれども、そういった住民の皆さんの思いがまとまるようであれば、それは尊重したいなというふうに思っております。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 そうしたら、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課 まちづくり政策課から1点ございます。聖徳太子ゆかりの関係自治体との広域連携について1点報告申し上げます。

長 2月19日の総務常任委員会において、平成30年度の観光イベントについての報告の中で、平成30年度に、日本ウォーキング協会認定の全国規模のツーデーウォークを開催したいと、奈良県ウォーキング協会と西和

地区の市町村で協議を進めているとご説明申し上げておりました。

平成27年度から29年度までは、生駒郡で「聖徳太子ゆかりの地をめぐる いにしえ浪漫街道ツーデーウォーク」を開催しておりましたが、昨年末に平群町より平成30年度はこの事業に参加されない意向が示されました。

三郷町・安堵町・斑鳩町では、当事業の目的のひとつは、聖徳太子1400年御遠忌にむけて、その機運を高めることでもございましたことから、これを廃止することは残念であるという気持ちを持っており、斑鳩町長より王寺町長に向けて、聖徳太子ゆかりの関係自治体の広域連携事業として、新たなウォークイベントを奈良県ウォーキング協会とともに実施することについて参画を打診いたしましたところ、王寺町より前向きに検討したいとの意向が示されました。

このことより、奈良県ウォーキング協会と、王寺町・三郷町・安堵町・斑鳩町といった西和地区の聖徳太子ゆかりの自治体が協議し、平成30年11月下旬に日本ウォーキング協会認定の全国規模のツーデーウォークを開催することで合意いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、コース・運営等につきましては、平成30年4月以降に協議してまいります。

以上、聖徳太子ゆかりの関係自治体との広域連携についてご報告申し上げます。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 教育委員会事務局総務課より1点ご報告をいたします。斑鳩町史の編さんについてでございます。

昨年度から取り組んでおります斑鳩町史の編さんでございますが、わかりやすく読みやすい町史をつくるということで、編さん委員の先生方の意見を聞きながら進めております。現在、古代、中世、近世等の各分野の執筆者の人選を終えて、本年4月から調査・執筆活動を始めることといたしております。

分野によりましては調査・執筆に時間を要することも考えられますことから、まずは、聖徳太子1400年御遠忌を迎える平成33年に向けて初

刊を発売していきたいというふうに考えております。

以上、斑鳩町史の編さんについてのご報告とさせていただきます。

委員長

ほかにございませつか。

( な し )

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
よろしいか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受け  
いたします。 伴議長。

議 長

1つ、ちょっとお聞きしたいんですけど、コミュニティバスですねんけど、公共交通会議を開き検討していくということを開いたんですが、公共交通会議の、もう開かはったんか、いつごろ開かれるのか。何でもかと言いますと、非常にやっぱり、今、現状、利用者が少ない中で、やはりいろいろな方から、やはり今の現状を何とか利用の多いものにしてほしいという声をよく聞きますので、ちょっとお聞きしておきます。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

公共交通会議につきましては、来週、3月の20日の火曜日に開催を予定しておりまして、こちらの会議におきましては、来年度の事業計画等、また、アンケートの実施につきましてご審議をお願いすることとしておりまして、その中で今の状況も踏まえて、できるだけ早期に今後の方針についてということについてもまた検討を進めていきたくて考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 やっぱりスピーディにさせていただくと。やっぱり毎日、毎日、やはり今の状況に対して何とかしてほしいという思いを持っておられる方が、私も思っていますし。だから、ちょっとそのあたりでしていただきたいというように要望します。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 4 時 2 9 分 閉会)